



「年末特別警戒」のお知らせ

～税関における、不正薬物、銃器及びテロ関連物資の水際取締りの強化～

函館税関では、12月5日(月)から12月14日(水)までの間、「年末特別警戒」を実施します。

近年、覚醒剤・指定薬物(いわゆる危険ドラッグ)などの不正薬物の乱用や、銃器を使用した殺傷事件などが発生し、日常生活に対して重大な脅威を与えております。

これら不正薬物や銃器は、そのほとんどが海外から密輸入されており、税関では不正薬物や銃器の水際での摘発を最重要課題として、警察や海上保安部等の関係取締機関と連携のうえ、取締りを実施しております。

更には、各国においてテロ事件が発生するなど緊迫化しているテロ情勢を踏まえ、テロ関連物資の水際対策も強化しているところです。

不正薬物、銃器及びテロ関連物資の摘発・密輸防止のため、皆様のご理解と密輸に関する情報提供等のご協力をよろしくお願いいたします。



覚醒剤
平成 26 年 12 月
小樽税関支署摘発



覚醒剤
平成 28 年 5 月
千歳税関支署摘発

許しません白い粉、通しません黒い武器

密輸ダイヤル「0120-461-961」(24時間受付)
または最寄りの税関支署・出張所まで密輸情報をお寄せください。
函館税関監視部密輸対策企画室(0138-40-4243)